

令和7年特別栽培農産物認証制度説明会

申請の進め方と 書類提出上の留意点



公益財団法人やまがた農業支援センター

特別栽培農産物に係る 表示ガイドラインについて

目的

消費者が**購入する際の目安**となるよう、農薬や化学肥料を節減して栽培した農産物の生産や表示について、これら農産物の生産、流通、販売に携わる人たちが**守るべき一定の基準**を定める

性格

法令に基づいて遵守義務を課すものではなく、これら農産物の生産、流通、販売に携わる人たちが生産や表示のルールに従って**自主的に確認・管理し、関係者の自発的な行動によって守られるもの**

山形県特別栽培農産物認証制度

山形県で生産される特別栽培農産物について、消費者の信頼を確固たるものとするため、（国のガイドラインに準じ）第三者機関による認証を推進する

ガイドラインにおける生産及び表示する者の役割 （別紙 1 参照）

認証業務の流れと申請時期

認証業務の流れ 別紙2 参照

申請書の作成

農業技術普及課による生産計画（及びガイドライン表示）の指導助言を経て修正を行ったのちに、申請書提出することになっているので、農業技術普及課へは、**遅くとも提出期限の2週間前までに提出**し、指導・助言を得る。

申請時期

申請時期と**認証登録時期**の関係は概ね以下のとおり

第3期（申請時期：12月10日～2月10日） ⇒ **4月下旬**

第1期（申請時期：2月15日～3月15日） ⇒ **6月下旬以降**

「野菜の申請時期の目安」（40ページ）を示しているが、6月下旬以前に収穫が始まる野菜などの場合には、第3期での申請も検討してください。

電子メールによる申請

1 提出書類（郵送等による提出と同一）

- ・申請書（様式第1号（甲）に示した書類一式
農業技術普及課の指導助言資料

（生産計画及びガイドライン表示等指導経過が分かるものも含めて）

資材証明書

すべてPDFファイルにして一括添付して、送信する。

2 申請書送付専用アドレス

sinsei@yamagata-nogyo-sc.or.jp

受信後に、自動返信メールを送信します。

(1)申請期間内の場合

「特別栽培農産物認証申請用メールボックスあてにメールをいただきました。」

(2)申請期間外の場合

「現在、特別栽培農産物認証申請は受け付けていません。」

別紙 2 生産計画

1 可能な限り集約すること

- ① 自らの組織の中での栽培管理の間違いを避ける
- ② 出荷の際に精米販売者に表示情報が誤って伝わるのを避ける
- ③ 申請、確認、検査等の際の間違いと手間を減らす

集約の例

生産者ごとの計画 ⇒ ・ 組織内の生産管理体系を集約する

・ **集約した体系ごとに生産計画**を提出する

品種ごとの計画 ⇒ ・ **慣行レベルの品目名・作型等ごと**に作成する

(米の場合は、同一慣行レベル (「はえぬき」と「雪若丸」など) ごとに作成することも可能)

防除体系ごと計画 ⇒ ・ 同じ薬剤で剤型だけが異なる場合は「又は」
(地上散布と無人ヘリ散布など) 「〇〇液剤」又は「〇〇エアー」

別紙 2 生産計画

2 育苗期間も含めた使用資材を記載すること

培土（培養土）については、**肥料の有無にかかわらず**記入する。
外部から導入した場合は、**資材証明書等を提出**する。

3 病害虫・雑草防除等

(1) 農薬登録のある資材を記入する

（農薬登録のない資材は、「施肥・土づくり」又は「その他資材」欄に記入）

(2) ドローンによる防除の場合

- ・「無人航空機による散布（滴下）」又は「無人ヘリコプターによる散布（滴下）」とされている農薬が使用可能
- ・使用方法欄は**農薬登録のとおり**に記入する

出荷計画・出荷販売計画 ガイドライン表示

1 出荷計画・出荷販売計画

- (1) 出荷量・出荷販売量が**生産計画の面積と単収から得られる量とほぼ一致**していること（精米の場合は、精米歩留まりを含む）
- (2) 出荷先を自分（自らの団体）としてはならない
（出荷販売先が未定の場合は、「未定」と記入する）

2 ガイドライン表示

- (1) **可能な限り集約**する
・ガイドライン表示が同一であれば、生産計画との関係が分かるようにして整理する。
- (2) シールへの印刷原稿で複数枚印刷の場合は、1枚分のみ提出する。
（必要な1枚以外は、斜線で消すなどしても良い）

資材証明等

外部から導入し使用する資材（肥料）のすべてについて**化学肥料由来の窒素成分割合が判断できる書面（資材証明書等）**を添付する。

肥料の種類	資材証明書等	肥料登録証 (写)	生産業者 保証票 (写)	品質表示 (写)	資材 証明書※ ¹
有機態窒素入り肥料		○			○
〃 (指定混合肥料)			○		○
窒素肥料 (100%化学合成肥料)		○			
〃 (指定混合肥料)			○		
窒素を含有しない肥料		○			
〃 (指定混合肥料)			○		
特殊肥料 (堆肥等)				○	
その他の資材 (培土等)					○

資材証明書等の例

肥料登録証

登 録 証		
氏名又は名称及び住所		
兵庫県尼崎市昭和南通5丁目26番地		
福栄肥料株式会社		
登 録 番 号	生第 107669 号	
登 録 年 月 日	令和 4年 11月 25日	
登 録 の 有 効 期 限	令和 10年 11月 24日	
肥 料 の 種 類	化成肥料	
肥 料 の 名 称	有機入りUFD220	
保 証 成 分 量 (%)	窒素全量	12.0
	内アンモニア性窒素	3.1
	可溶性りん酸	12.0
	内水溶性りん酸	8.8
	水溶性加里	10.0
そ の 他 の 規 格	普通肥料の公定規格中化成肥料の「含有を許される有害成分の最大量」及び「その他の制限事項」とおり。なお、登録有効期間が3年となる要件への該当性なし。	
肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定に基づき上記のとおり登録したことを証する。		
令和 4年 11月 25日		
農林水産大臣 野村 哲郎		

生産業者保証票

指定配合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称	CGNK指定配合肥料154号
保証成分量(%)	
窒素全量	13.5
内アンモニア性窒素	1.5
りん酸全量	1.0
内可溶性りん酸	1.0
水溶性加里	6.0
原料の種類(配合原料)	
副産植物質肥料、尿素、塩化加里、硝酸アンモニア 指定配合肥料(骨粉質類(蒸製骨粉、肉骨粉)、植物油かす類) りん酸アンモニア	
備考①:重量割合の大きい順である。 ②:()内は指定配合肥料の配合原料である。 ③:蒸製骨粉は豚に由来するものである。 ④:肉骨粉は鶏・豚に由来するものである。	
正味重量	20kg
生産した年月	袋上部に記載したとおり
生産業者の氏名又は名称及び住所	セントラルグリーン株式会社 新潟県新発田市本田341B番地
生産した事業場の名称及び所在地	CGSA
この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから 家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。	

資材証明書等の例

堆肥の品質表示

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

肥料の名称 : 畜ふん堆肥 ✓
肥料の種類 : 堆肥
届出をした都道府県 : 山形県
表示者の氏名または名称及び住所 :

毛重量 : 1,000 kg
生産した年月 : 令和5年2月
原料 : 豚ふん、動食物性残渣、牛ふん、もみ殻、鶏ふん
備考 : 生産に使用された重量の大きい順である。

主成分の含有量等

窒素全量	1.8 % ✓
りん酸全量	2.7 % ✓
加里全量	2.0 % ✓
炭素窒素比	20
全炭素	30.3 %
水分含有量	22.5 %

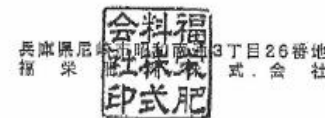
主要な成分の含有量は、日本環境科学協会の令和5年2月9日付け、検査報告書による。

資材証明書

A120103500/AD3108

2022/12/06作成
2023/3/6修正

製品内容証明書



1. 肥料の種類及び登録番号

・肥料の種類	化成肥料
・登録番号	生第107669号
・登録年月日	令和4年11月25日

2. 肥料の名称

有機入りUFD220
(通称) 特載ナポロングUFD220 20kg

3. 形状・包装

20kg ポリ袋

4. 保証成分

保証成分量(%)	
窒素全量	12.0
内アンモニア性窒素	3.1
可溶性りん酸	12.0
内水溶性りん酸	8.5
水溶性加里	10.0

5. 窒素成分の内容

有機態	0.2 (%)
アンモニア態	3.1 (%)
ホルムアルデヒド加工尿素	1.5 (%)
ジシアンジアミド	1.2 (%)
計	12.0 (%)

6. 肥料原料

- ・窒素質肥料
 - ・りん酸質肥料
 - ・加里質肥料
 - ・有機質肥料
 - ・材料
- りん酸アンモニア、ホルムアルデヒド加工尿素肥料
りん酸アンモニア
塩化加里、(硫酸加里)
動物かす粉末類
硝化化成抑制材(ジシアンジアミド)
※()内の原料は原料事情により使用しないこともある。

※ 動物かす粉末類は蒸製も粉(糞)または乾血及びその粉末(糞・尿) 或いはその併用、蒸製成革粉(牛)である。

※ 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく普通肥料の公定規格の定めによるものである。

※ 有機質肥料は、農林水産省の製造基準に適合するものである。

資材証明書等の例

資材証明書

2023年4月26日



指定配合肥料内容証明書

ペットネーム : みどり特裁省力穂肥13.5-1-6 (20キロ)

北陸農政局届出名: CGNK指定配合肥料154号

			設計成分							
	肥料原料名(登録名もしくは届出名称)	配合割合	TN	有機由来窒素	化学由来窒素	AN	TP	SP	WP	WK
有機肥料	副産植物質肥料 (副産植物質肥料10.3)	66.0%	6.80	6.80						
	蒸製骨粉ペレット (3-18肉骨粉配合)※指定配合肥料	2.5%	0.08	0.08			0.45			
化学肥料	塩化加里(粒) (CG塩化加里0-0-60)	11.0%								6.60
	吸湿防止加工尿素 (尿素45W)	11.5%	5.18		5.18					
	大粒硫安 (21.0硫酸アンモニア)	6.5%	1.37		1.37	1.37				
	りん酸アンモニア (CGりん安)	2.5%	0.44		0.44	0.44	1.15	1.15	0.98	
		100.0%								
		設計成分	13.85	6.87	6.98	1.80	1.60	1.15	0.98	6.60
		保証成分	13.50	6.82	6.68	1.50	1.00	1.00		6.00

当肥料は窒素全量保証成分13.5%の内有機由来窒素を6.82%含み、有機由来窒素を5割含む指定配合肥料であることを証明いたします。

製造元 〒959-2335
 新潟県新発田市本町4-18
 セントラルグリーン株式会社
 TEL (0254)32-2363
 FAX (0254)32-3277

書類検査

1 申請書の書類が整っているか（農サポ事務局）

【不足や明らかな間違いの場合は、電話、ファクス、メール等で要求】

2 書類検査の実施（検査員）

内容確認通知書

①申請内容は適正

②「書類検査による指摘事項」のとおり

指摘事項に対する改善報告書 提出

【改善内容を事務局が確認】

現地検査日程調整表 提出

現地検査の実施

現地検査の実施

現地検査の際に求める書類（書類リスト）

1 検査員に提出する書類

- (1) 付表1 生産ほ場周辺図 (p 78)
- (2) 確認責任者の確認記録（写） (p 58例-1)

2 確認する書類

- (1) 提出した申請書一式
- (2) 申請書内容確認通知書 (p129)
- (3) 書類検査による指摘事項 (検査様式第2号)
- (4) 書類検査における指摘事項に対する改善報告書 (p130)
(指摘事項があった場合のみ)
- (5) ガイドライン表示（当年分を未作成の場合は前年の**現物**） (p 95)
- (6) 確認責任者の確認実績（**前年の現地検査以降**の確認記録）
(新規申請者は除く) (p 58例-2、例-3)
- (7) **前年の**精米確認者確認記録（特別栽培米受払台帳等） (p 96)
(申請区分1・2、新規申請者は除く)

現地検査の実施

現地検査の立会者

「確認責任者」から確認状況等を聞き取る（**精米確認者**も同様）

（急に立会いが困難な場合で、栽培責任者が説明できる場合は検査実施することもある）

生産ほ場の確認

確認責任者による**ほ場の把握・確認状況の記録が適正な場合**に実施
抽出検査の場合の抽出は、申請者と検査員で相談する

（新規ほ場はすべて確認。申請者間の偏りが無い。前年の確認コースと重複を避ける。）

ほ場看板の設置

確認責任者による現地確認時までには栽培責任者が設置する

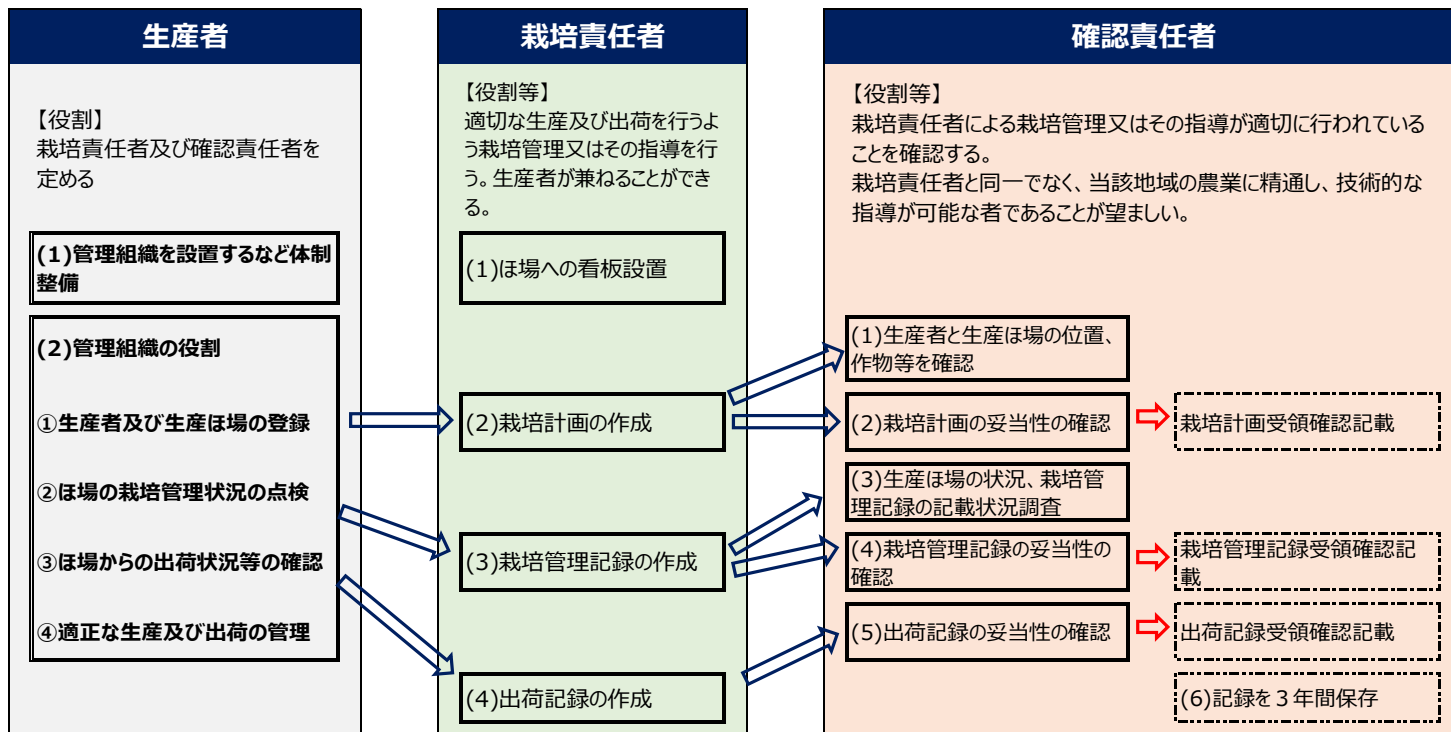
- 目的：①確認責任者による適切な調査が実施できる
②周辺農家に対して飛散防止等の注意を喚起する
③自らの栽培管理における間違いを避ける

容易に確認できる（読める）こと。設置目的に合致すること。

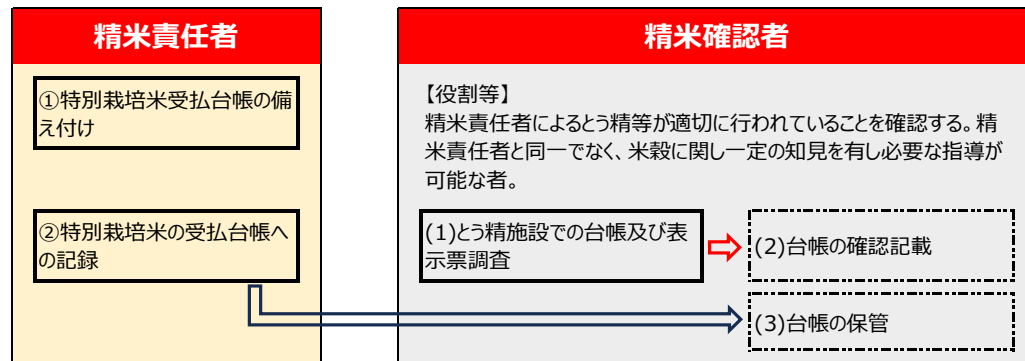
まとめ （申請に当ってお願いする事項）

- 1 ガイドライン及び認証制度を理解して、特別栽培農産物の生産に臨む
- 2 生産者及び栽培責任者、確認責任者の役割を理解して、適切に対応する
- 3 生産計画書及びガイドライン表示は、可能な限り整理・集約して提出する
- 4 書類（申請書、改善報告書、完了報告書等）の提出は期限を厳守する
- 5 電話、メールなど連絡可能にしておく

特別栽培農産物ガイドラインにおける「生産及び出荷の管理の方法」



特別栽培農産物ガイドラインにおける「特別栽培米の精米確認の方法」



特別栽培農産物の「生産の原則」

農産物の自然循環機能の維持増進を図るため、**化学合成された農薬及び肥料の使用を低減**することを基本として、**土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮**させるとともに、農業生産に由来する**環境への負荷をできる限り低減**した栽培方法を採用して生産する。

特別栽培農産物の「定義」

生産の原則に基づくとともに、生産過程等において

- 1 節減対象農薬の使用回数が慣行レベルの5割以下
- 2 使用される化学肥料の窒素成分量が、慣行レベルの5割以下

特別栽培農産物の「表示」

(1)栽培責任者又は確認責任者が出荷までに表示する
(2)特別栽培米をとう精等し新たな容器包装類に詰め替えるときは、精米責任者又は精米確認者が表示する

認証業務の流れ

